

(4) 人権同和教育の基本方針

1 与論町人権同和教育基本方針

日本国憲法は、生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利を尊重するとともに「すべて国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は、社会的関係において差別されない」「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」と定めている。

しかしながら、現実には長い封建社会の身分制度の中で形成された観念や意識が今も残存して、心理的差別、実態的差別がなされてきた。このことは、何人にも保障されている基本的人権の侵害であるといわなければならない。この問題の解決を図ることは、国及び地方公共団体の責務であり、町民（国民）一人一人の問題でもあるが、とりわけ人間形成に重要な役割を果たしている教育の場においては、重要視しなければならない。

人権同和教育は、人権同和问题について正しい認識と理解を深め、人権尊重の精神に徹し、偏見や差別をなくしていこうとする意欲と実践力をもった人間を育てることを、その基本としている。

与論町教育委員会は、人権同和教育に対する責務を自覚し、人権同和教育の推進を教育行政の重点施策に掲げ、あらゆる機会に人権同和问题の正しい認識と理解を深め、人権同和教育の推進・充実を図るため、次のような基本方針を定める。

- ① 日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、部落差別の解消の推進に関する法律、鹿児島県人権教育・啓発基本計画等に基づき、すべての学校及び地域社会において、地域の実情に即した人権同和教育を推進する。
- ② 学校教育においては、全職員が人権同和问题について正しい認識と理解を深め、全教育活動を通じて、法の下での平等の原則に基づき、基本的人権を尊重する教育を推進する。
- ③ 社会教育においては、すべての町民が人権について正しい認識と理解を深め、社会の中に残っている差別をなくし、個別の尊重を重んじ、基本的人権を尊重する教育を推進する。
- ④ 人権同和教育を積極的に推進するため、人権同和问题について正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていこうとする意欲と実践力のある指導者の育成に努める。

この方針の実施に当たっては、常に教育の中立性を守り、学校・家庭・地域の連携を図り、関係諸機関及び諸団体との連携を密にし、総合的に推進する。

2 人権同和教育の推進に当たって

「人権教育は全ての教育の基本である」という認識のもと、自他の大切さを認めることができる子どもを育成し、保護者・町民の人権感覚の高揚に努める。

そのために、学校教育、家庭教育学級、各種研修会、講座、講演会、人権教室等の様々な機会を捉え、下記の12の人権課題の啓発・解決に努める。

- (1) 女性の人権
- (2) 子どもの人権
- (3) 高齢者の人権
- (4) 障害者の人権
- (5) 同和问题
- (6) 外国人の人権
- (7) HIV感染者等の人権
- (8) ハンセン病元患者等の人権
- (9) インターネット等による人権侵害
- (10) 性的マイノリティに係る人たちの人権
- (11) 犯罪被害者等の人権
- (12) 北朝鮮当局による拉致問題等

※ 人権課題に関する月間や週間、「〇〇の日」などにおいて、対象者の発達段階に応じた啓発・広報を行う。

(例) 人権同和问题啓発月間（8月）、いじめ問題を考える週間（4、9、1月）、人権週間（12月）等